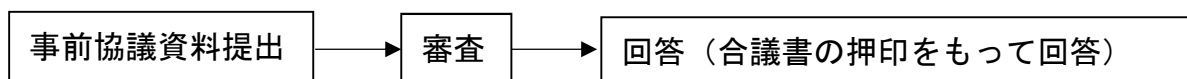


【土地区画整理法第 76 条申請に係る 500 m²以上に関する合議書

説明資料（下水道維持課）】

<事前協議の流れ>



事前協議時に以下の資料を **1 部** 提出して下さい。

<添付資料>

- ① 案内図
- ② 排水設備図
平面図（管材、管延長、勾配、枳の位置等を明記して下さい）
※污水排水系統、雨水排水系統
- ③ 計画汚水量の算出（書式は任意）
※算出方法は、「下水道協議の手引き」（川口市下水道維持課）を参照して下さい。川口市下水道維持課のホームページからダウンロードできます。
- ④ 対策雨水量の算出（書式は任意）
雨水流出抑制をしていただく時のみ、提出して下さい。
※算出方法は、「雨水流出抑制の考え方」（川口市建設部河川課、上下水道局下水道維持課）を参照して下さい。川口市下水道維持課のホームページからダウンロードできます。
- ⑤ 取付管能力の検証
③で算出した計画汚水量が取付管（VUφ150mm）の能力（0.021 m³/s）以下となるようにして下さい。
※取付管能力以下にならない場合は別途協議をお願いします。
- ⑥ 雨水流出抑制施設に関する資料（雨水流出抑制を行う場合のみ）
配置図、平面図、断面図、雨水流出抑制量の計算書、（ポンプを使用する場合は）ポンプの規格等
※「雨水流出抑制の考え方」（川口市建設部河川課、上下水道局下水道維持課）を参照して下さい。川口市下水道維持課のホームページからダウンロードできます。

裏面に続く

＜取付管について＞

- 取付管において、新規及び位置の変更等による費用は個人負担となります。
- 計画地に対する取付管で、不要となるものは撤去して下さい（個人負担）。

＜工事施工前の手続き＞

- 川口市指定排水設備工事店から「排水設備等計画確認申請書」を提出し、確認を受けてください。
- 取付管工事を行う際は、「公道内取付管設置申請書」に必要書類を添付し提出して下さい。

＜その他＞

- 雨水流出抑制は「努力義務」ですが、極力、お願いします。
- 計画に変更が生じた場合は、変更図面の提出をお願いします（変更申請等の必要はありません）。
- その他、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

川口市上下水道局 下水道維持課 排水設備係 Tel 048-258-4132
